

# 建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 2 年 2 月 22 日

(〒780-0870)

届出者 住所 高知市本町4丁目2番15号  
高知県建設会館3階

氏名 高知建築株式会社 代表取締役 高知建太

開設者との関係 ( 本人 )

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	こうちけんちくかぶしきかいしゃいっきゅうけんちくしじむしょ 高知建築株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	(〒780-0870)	電話	088(825)1231 高知市本町4丁目2番15号高知県建設会館3階
	建築士事務所の別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級	<input type="checkbox"/> 木造
	開設者氏名	高知建築株式会社 代表取締役 高知建太		
	登録番号	高知県知事登録第 222 号		
	登録年月日	令和元年2月9日		
	氏名	土佐 太郎		
	建築士登録番号	( 一級 ) 建築士	( 大臣 ) 登録	第 123456 号
	廃止年月日	令和2年1月31日		
	廃止理由	<input type="checkbox"/> 1 開設者の死亡 <input type="checkbox"/> 2 開設者の破産 <input type="checkbox"/> 3 合併による解散 <input type="checkbox"/> 4 その他の解散 <input type="checkbox"/> 5 法人格の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 6 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 7 その他の理由 ( )		

2級・木造の場合は登録都道府県名を記入

業務を廃止する日を書いてください

注 届出者は ① 個人登録の開設者が死亡したときは相続人  
② 合併により解散したときは、役員であった者  
③ 破産、清算中のときは、破産管財人、清算人  
となります。